

「自治体職員のためのLGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック」

行政が多様な一人ひとりの人権を守るということ

日本大学大学院危機管理学研究科教授 鈴木秀洋

立法趣旨・客観的記述を重視

本書は2023年6月13日成立・同23日公布となつた性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(23年法律第68号)、いわゆるLGBT理解増進法の逐条ごとの解説を行い、当該法律が正しく理解され、運用されることで、この法律の目的たる「性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目指すものである。

本法律は議員立法であり、必ずしも詳細な立法資料が示されていないため、本書では衆議院及び参議院における立法提案者側及び政府側答弁を丁寧かつ正確に拾っている。

この観点から、本書は専門家(行政法学者)・法制執務経験者の立場から判例通説的視点を重視して客観的執筆を行っている。

本書の構成・内容

本書は①序説②第1部立法経緯と法律骨子③第2部逐条解説④第3部論点解説⑤第4部資料編⑥おわりにとの6部構成である。

立法経緯では、2016年の自民党特命委員会案及び野党提出法案から本法律案の提出までの9本の法律案等の経緯をたどる。逐条解説では、条文ごとに趣旨、立法経緯、解説を行っている。

自治体職員等へのメール

書籍名としてはLGBTQを使用したか、本来性的

すずき・ひろ=元文京区子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長補佐、特別区法務部等歴任。内閣府、こども家庭庁、東京都審議会等の委員を務める。法務博士(専門職)、保育士、防災士。鈴木秀洋研究室<https://suzukihidehiro.com/>



を務める。法務博士(専門職)、保育士、防災士。鈴木秀洋研究室<https://suzukihidehiro.com/>

多様な立ち位置に立つてみて、そこから見える景色を踏まえて、(略)安全安心な共生社会をつくるのが行政の使命なのである。法律の目的や基本理念を踏まえ、正しく議論をたどってみれば、今後の性的マイノリティーにかかる施策を着実に進め、安全安心な世の中を築いていく一歩になり得る、そういう土台とし得る法律であるように思う。

指向・ジェンダーアイデンティティーは誰もが有するものである。筆者は行政担当として多くの相談を受け(学生からの相談も)、親しい友人も多数いる。だからこそ、少数者という言葉がしっくりこない「LGBTQ+」とのくくりや当事者とアライの線引きにも違和を感じてきた。

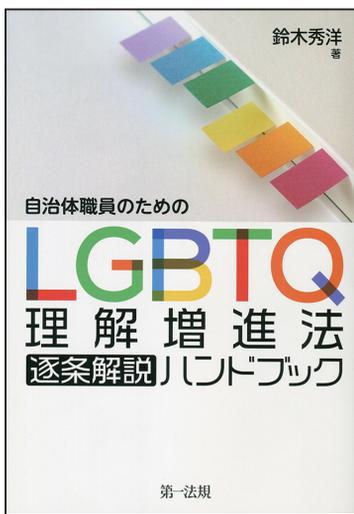
本書の「おわりに」からいく政策を進められないであろうか。本書の「おわりに」からいく政策を進められないであろうか。本書の「おわりに」からいく政策を進められないであろうか。

困っていないという当事者の声もある、または対立が生じて施策を進められないという行政担当者の姿勢は、正しくない。個々人の求める利益・見解が異なるのは当たり前である。対立が生じた場合に、どちらかの利益を削る施策ではない。

○また、同10月25日(最高裁決定)戸籍上の性別変更(手術をせずに性別変更を求む)申立事案において、手術要件を憲法として判決文には、次の記述がある。「性同一性障害を有する者を取り巻く社会状況等」

の項目において、「地方公共団体においては、平成25年に、東京都文京区で性自認等を理由とする差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない旨の条項を含む条例が制定されて以降、相当数の地方公共団体の条例において同趣旨の条項が設けられている」

この条例は、筆者が立案担当者として、当時はいまだ先例がなく、国や他の行政機関からの十分な理解が進まない中で、当事者の様々な声をアウトリーチして収集し、意見交換を行い、さらに議会や関係機関に何度も説明を重ね、粘り強く働きかけて全身全霊をかけて制定したものである。全国の自治体の先駆けとなる条例として、違憲に至る最高裁判所の決定文に、自らの取り組みが記述され、公務員としての自己の役割と責任の果たし方が評価されたことは、感慨深い。



自治体職員のためのLGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック 第一法規